



SmartDrone

叶えるために、飛ぶ。

**最大約78% OFFで受講可能！**  
**ドローンスクール受講で活用できる**  
**人材開発支援助成金のご案内**

# ドローン事業を分社化

叶えるために、飛ぶ。

点検



危険な作業を  
安全に、

配送



買い物したい、

監視



早く助けたい、  
復旧したい

測量



作業をもっと  
効率的に、

**KDDI**  
KDDI SmartDrone

KDDIスピンオフベンチャー

2022年4月 事業運営開始

# 事業概要

幅広いドローン活用ニーズに対応できるサービスラインナップを提供

## スマートドローンツールズ



カスタム可能なパッケージで、  
必要な機能を、必要な分だけ利用可能

## 用途別ソリューション



各領域のプロが導入から運用まで  
トータルサポート

## KDDIスマートドローン アカデミー

### 領域専門コース



### 国家資格取得コース



各領域における実践的な  
トレーニングを提供

# 事業概要

幅広いドローン活用ニーズに対応できるサービスラインナップを提供

## スマートドローンツールズ



カスタム可能なパッケージで、必要な機能を、必要な分だけ利用可能

## 用途別ソリューション



各領域のプロが導入から運用までトータルサポート

## KDDIスマートドローンアカデミー

### 領域専門コース



### 国家資格取得コース



各領域における実践的なトレーニングを提供

# 目次

1. 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）の概要
2. 弊社スクールにて、助成金を活用した場合の割引額（想定算出）
3. 助成金を活用する際の申請フロー



01

# 人材開発支援助成金

(事業展開等リスクリング支援コース) の概要

# 人材開発支援助成金(事業展開等リスキリング支援コース)の概要<sup>※1</sup>

事業主が雇用する労働者に対して、  
職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を実施した場合に、  
訓練経費や訓練期間中の賃金の一部が助成される制度（本コースは令和4年～8年度の期間限定）。

## 支給対象の広さ

雇用保険適用事業所に所属する  
雇用保険被保険者が  
10時間以上のOFF-JT訓練  
を受ける場合

## 返済不要

1人当たり最大で  
300,000円の経費助成  
&  
960円/1時間の  
賃金助成！<sup>※2</sup>

## 事業展開・DXの コスト削減に有効

事業展開やDX化に伴い、  
新たな分野で必要となる  
知識及び技能を習得させるため  
の訓練を想定<sup>※3</sup>

※1 詳細は「[令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）のご案内](#)」をご参照ください。

※2 助成額は企業規模によって変化します。

上記金額は、中小企業の雇用保険被保険者が、受講した場合を想定。

※3 詳細は「[令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）のご案内](#)」p.13、14をご参照ください。

# 支給対象の事業主について

## 対象となる事業主

### 事業展開等リスキリング支援コース<sup>※1</sup>の場合

雇用保険適用事業所（雇用保険被保険者が存在する事業所）の事業主<sup>※2</sup>であること。

労働組合等の意見を聴いて事業内 職業能力開発計画を作成し、その計画を労働者に周知していること。

当該事業内職業能力開発計画に基づき職業訓練実施計画届を作成し、その計画を労働者に周知していること。

職業能力開発推進者を選任していること。

事業展開等実施計画（様式第2号）を作成する事業主であること

従業員に職業訓練等を受けさせる期間中も、当該従業員に対して賃金を適正に支払っていること。

助成金の支給または不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、5年間保存している事業主であること。

### 【OFF-JTをテレワーク等によりオンラインで実施する場合】

在宅またはサテライトオフィス等において就業するテレワーク勤務を制度として導入し、当該制度を労働協約又は就業規則等で定めていること。

- ※1 他の要件と詳細は「令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）のご案内」p.17をご参照ください。
- ※2 雇用主にあたる個人事業主は、雇用保険への加入が認められていないため、対象外となります。個人事業主であっても、雇用されており、被保険者である労働者は対象となります。

# 支給対象の労働者について

## 事業展開等リスキリング支援コースの場合

助成金を受けようとする労働者が  
訓練等を受講させる事業主の事業所において、**雇用保険の被保険者**であること

**訓練実施期間中**において、**雇用保険の被保険者**であること

職業訓練実施計画届時に提出した「**訓練別の対象者一覧**」（様式第4-1号）に記載のある被保険者であること

訓練を受講した時間数が、**実訓練時間数<sup>※1</sup>の8割以上**であること

※ 詳細は「[令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）のご案内](#)」p.18 をご参照ください。

※1 「実訓練時間数」とは、計画した総訓練時間数から支給対象外である時間（移動時間等）や対象外となる訓練内容の時間を除外した、本助成金の支給対象となる時間数。

# 対象となるOFF-JTについて

事業内訓練と事業外訓練のいずれかにより実施されるOFF-JTが対象です。  
職務に関連した訓練であり、事前に提出する計画書通りに実施することが必要となります<sup>※1</sup>。

## 事業外訓練 (次に掲げる施設に委託して行うもの)

公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校

学校教育法による大学等

各種学校等  
(学校教育法第124条の専修学校、  
同法第134条の各種学校、これと同  
程度の水準の教育訓練を行うことのできるもの)

助成金の支給を受けようとする事業主以外の  
事業主・事業主団体の設置する施設

その他職業に関する知識、技能、技術を習得させ、  
向上させることを目的とする  
教育訓練を行う団体の設置する施設

※1 対象労働者の職務との関連性や、専門的な知識・技能の習得を目的としているかなどは、職業訓練実施計画届（様式第1-1号）や訓練カリキュラム等により確認します。  
詳細は「令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスキング支援コース）のご案内」p.19-22 をご参照ください。

普通自動車免許など、職務に間接的に必要であり、直接関連しない訓練等は対象外となるが、  
企業内においてDX化やグリーン・カーボンニュートラル化を進める上で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練等は対象となります。

※ 弊社スクールのカリキュラムは、事業外訓練のOFF-JTとして対象となります。

# 支給の対象となる経費と賃金について

事業外訓練において、支給の対象となる経費と賃金は以下の通りです。

## 事業外訓練における経費

### 対象 ✓

受講に際して必要となる**入学料・受講料・教科書代等**、  
あらかじめ受講案内等で定めているもの<sup>※1</sup>

### 対象外 ×

訓練等に直接要する経費以外のもの  
(例：受講生の**旅費**や**宿泊費**など)

## 事業外訓練における賃金

### 対象 ✓

訓練期間中の**所定労働時間内の賃金**

### 対象外 ×

※**所定労働時間外・所定休日**に実施した訓練<sup>※2</sup>  
※**eラーニング**/通信制による訓練等、  
育児休業中の訓練及び事業主団体等が実施する訓練

※1 消費税も、支給対象経費に含まれます。

支給申請までに**対象経費の全額**を申請事業主が負担していることがわかる書類が必須です。

※2 予め別日に所定休日を振り替えた場合は除きます。

※ 詳細は「[令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）のご案内](#)」 p.23-25 をご参照ください。

# 経費と賃金の助成額について

中小企業と大企業のどちらも支給対象です。

中小企業の場合<sup>※1</sup>

## 経費助成額の割合と上限<sup>※2</sup> (1人当たり)

訓練受講者	通常分
雇用保険の被保険者	75%

上限額	30万円
-----	------

## 賃金助成額 (1人当たり)

1時間当たり
960円

※1 中小企業事業主の範囲については、「令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）のご案内」 p.12をご参照ください。

※2 詳細は、「令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）のご案内」 p.26をご参照ください。

# 経費と賃金の助成額について

中小企業と大企業のどちらも支給対象です。

中小企業以外の場合

## 経費助成額の割合と上限<sup>※1</sup> (1人当たり)

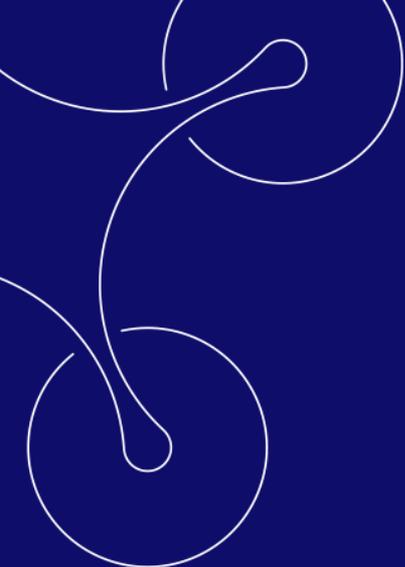
訓練受講者	通常分
雇用保険の被保険者	60%

上限額	20万円
-----	------

## 賃金助成額 (1人当たり)

1時間当たり
480円

※1 詳細は、[「令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）のご案内」](#) p.26 をご参照ください。



02

**KDDIスマートドローンアカデミーの受講時に、  
助成金を活用した場合の割引額（想定算出）**

# 助成金使用時の補助金額イメージ

中小企業の場合

## 二等無人航空機操縦士 取得コース(初学者)

コース受講料	350,000円
助成金額	272,100円
経費助成	262,500円
賃金助成	9,600円

実質負担額 77,900円

約78%OFFで  
受講可能に！

## 二等無人航空機操縦士 取得コース(経験者)

コース受講料	200,000円
助成金額	152,800円
経費助成	150,000円
賃金助成	2,800円

実質負担額 47,200円

約76%OFFで  
受講可能に！

※助成金額は、  
経費助成を75%、  
賃金助成を960円/時にて算出(eラーニングは、賃金助成の算出では対象外のため除外)  
※最終的な合計の経費助成額・賃金助成額は、100円未満は切り捨て

# 助成金使用時の補助金額イメージ

中小企業の場合

## 一等無人航空機操縦士 取得コース（初学者）

コース受講料	1,000,000円
助成金額	348,000円
経費助成	300,000円
賃金助成	48,000円

実質負担額 652,000円

約35%OFFで  
受講可能に！

## 一等無人航空機操縦士 取得コース（経験者）

コース受講料	400,000円
助成金額	309,600円
経費助成	300,000円
賃金助成	9,600円

実質負担額 90,400円

約77%OFFで  
受講可能に！

※助成金額は、  
経費助成を 75%  
賃金助成を 960円 / 時にて算出（eラーニングは、賃金助成の算出では対象外のため除外）  
※最終的な合計の経費助成額・賃金助成額は、100円未満は切り捨て

# 助成金使用時の補助金額イメージ

中小企業以外の場合

## 二等無人航空機操縦士 取得コース(初学者)

コース受講料	350,000円
助成金額	204,800円
経費助成	200,000円
賃金助成	4,800円

実質負担額 145,200円

約59%OFFで  
受講可能に！

## 二等無人航空機操縦士 取得コース(経験者)

コース受講料	200,000円
助成金額	121,400円
経費助成	120,000円
賃金助成	1,400円

実質負担額 78,600円

約61%OFFで  
受講可能に！

※助成金額は、  
経費助成を 60%  
賃金助成を 480円 / 時にて算出 (eラーニングは、賃金助成の算出では対象外のため除外)  
※最終的な合計の経費助成額・賃金助成額は、100円未満は切り捨て

# 助成金使用時の補助金額イメージ

中小企業以外の場合

## 一等無人航空機操縦士 取得コース（初学者）

コース受講料	1,000,000円
助成金額	224,000円
経費助成	200,000円
賃金助成	24,000円

実質負担額 776,000円

約22%OFFで  
受講可能に！

## 一等無人航空機操縦士 取得コース（経験者）

コース受講料	400,000円
助成金額	204,800円
経費助成	200,000円
賃金助成	4,800円

実質負担額 195,200円

約51%OFFで  
受講可能に！

※助成金額は、  
経費助成を 60%  
賃金助成を 480円 / 時にて算出（eラーニングは、賃金助成の算出では対象外のため除外）  
※最終的な合計の経費助成額・賃金助成額は、100円未満は切り捨て

# Skydio 認定コースとは

KDDIスマートドローンは、米国にてSkydio社のマスタートレーニングを修了しました。橋梁の下や屋内空間などの非GPS環境でも安定した自律飛行が可能なSkydio機体の講習プログラムを、最新機体のSkydio X10™基礎コースを新規追加し、フルラインナップで提供します。

## 充実の講習ラインナップ

米国のSkydio社より技能認定を経た弊社インストラクターが公認講習プログラムを指導



New!



Skydio X10™  
基礎コース



Skydio 2+™  
基礎コース



Skydio X2E™  
基礎コース



Remote OPS™  
基礎コース



3D Scan™  
応用コース

New!

## Skydio X10 コース概要

Skydio X10™基礎コースでは、Skydio X10の機能説明に加え、メンテナンス方法、飛行方法までの訓練を行い、各種点検や巡視業務への利活用をサポート。

### 【実施概要】

講習日数：1日間

講習人数：1～3名 まで

講習料金：要お見積り

講習内容：

- ・座学  
機体・サービス仕様、メンテナンス方法
- ・技能訓練  
離着陸、通常飛行・自律飛行 実地トレーニング



# 助成金使用時の補助金額イメージ

中小企業の場合

## 二等無人航空機操縦士 取得コース(初学者)

コース受講料	350,000円
助成金額	272,100円
経費助成	262,500円
賃金助成	9,600円

実質負担額 77,900円

## Skydio認定コース (2+ 基礎)

コース受講料	121,000円
助成金額	43,200円
経費助成	37,500円
賃金助成	5,700円

実質負担額 77,800円

合計 約67% OFFで  
受講可能に！

※助成金額は、  
経費助成を 75%  
賃金助成を 960円 / 時にて算出 (eラーニングは、賃金助成の算出では対象外のため除外)  
※最終的な合計の経費助成額・賃金助成額は、100円未満は切り捨て

# 通信鉄塔コースとは

KDDIスマートドローンは、KDDIの通信基地局鉄塔の点検におけるドローン活用を推進しており、100局以上の撮影実績があります。本コースではドローンによる点検を実際に担当しているインストラクターがノウハウを落とし込んだ、通信鉄塔コースを提供いたします。

## 講習風景



## カリキュラム概要

鉄塔を用いた実地講習を実施することにより、鉄塔の撮影に必要な知識と技術を学ぶことが可能です。

使用機体：Skydio 2+など

期間	内容	詳細
1 日 目	座学、実地	Skydio 基礎座学 Skydio 3D Scan基礎座学 Skydio 基本トレーニング 3D Scan 撮影トレーニング
2 日 目	実地講習 (鉄塔現地)	飛行前確認 飛行方法ガイダンス デモ飛行 鉄塔を用いた3D Scan 撮影トレーニング
3 日 目	実地講習 (鉄塔現地)	鉄塔を用いた3D Scan 撮影トレーニング 撮影後対応 (画像確認作業等) 緊急時の対応 修了審査

# 助成金使用時の補助金額イメージ

中小企業の場合

## 二等初学者

コース受講料	350,000円
助成金額	272,100円
経費助成	262,500円
賃金助成	9,600円

実質負担額 77,900円

## 一等経験者

コース受講料	400,000円
助成金額	309,600円
経費助成	300,000円
賃金助成	9,600円

実質負担額 90,400円

## 通信铁塔コース

コース受講料	330,000円
助成金額	264,700円
経費助成	247,500円
賃金助成	17,200円

実質負担額 65,300円

合計 約78% OFFで  
受講可能に！

※助成金額は、  
経費助成を 75%  
賃金助成を 960円 / 時にて算出（eラーニングは、賃金助成の算出では対象外のため除外）  
※最終的な合計の経費助成額・賃金助成額は、100円未満は切り捨て  
※それぞれのコースを別々の訓練として申請した場合を想定

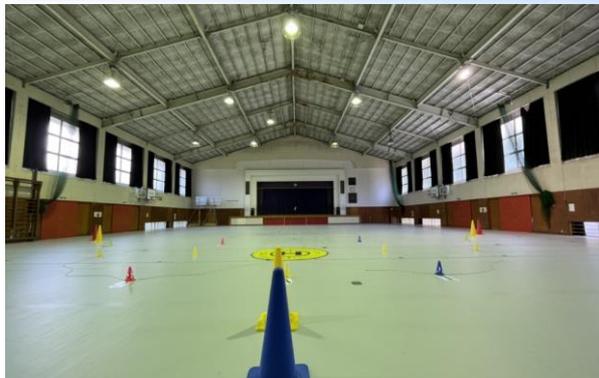
# KDDIスマートドローンアカデミー君津校

旧小学校跡地に、KDDIスマートドローンアカデミー君津校を開校。  
広大な屋外練習場に加え、雨天でも実施可能な体育館もご用意しております。

屋外練習



屋内練習



座学



# KDDIスマートドローンアカデミー新十津川校

北海道 新十津川町に、KDDIスマートドローンアカデミー新十津川校を開校。  
地域の新たな学びの場として、ドローンオペレーション人財の育成を進める。

新十津川校校舎



屋内練習



座学



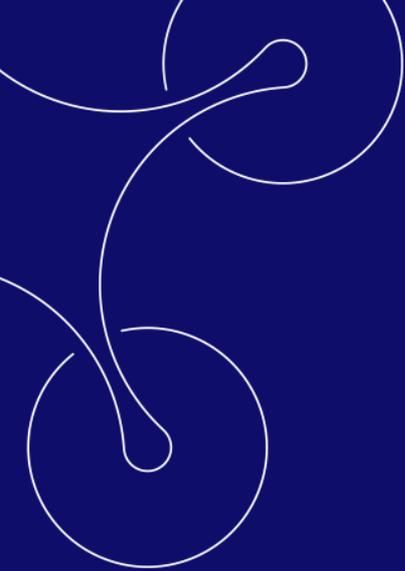
# 多様な現場でドローン活用の可能性を開拓

## 2023年度当社実績

フライトを実施した  
現場の数  
211サイト

総フライト  
実施回数  
1,000回以上

当社スクール  
受講者数  
235人<sup>※</sup>



03

## 助成金を活用する際の申請フロー

# 人材開発支援助成金 申請フロー

## 主な提出書類（一例）

- ❑ 職業訓練実施計画届
- ❑ 事業展開等実施計画
- ❑ 対象者一覧
- ❑ 人材開発支援助成金 事前確認書
- ❑ 事業所確認票（労働者数により中小企業事業主に該当する場合）
- ❑ 訓練対象者が被保険者であることが確認できる書類 など

## 申請手続きの流れ



## 申請受付締切日

随時受付

※年度の途中で制度が変更になる場合があります。

最新の要件などについて、事前に厚生労働省のホームページでご確認いただくか、管轄の労働局へお問い合わせください。

※これらの書類のほか、労働局長が審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

# 人材開発支援助成金 事前提出書類の作成/提出①



## 訓練前 提出書類

- ❑ 職業訓練実施計画届（様式第1-1号）
- ❑ 事業展開等実施計画（様式第2号）
- ❑ 対象者一覧（様式第4-1号）
- ❑ 人材開発支援助成金 事前確認書（様式第11号）

### 【eラーニングで必要な添付書類】

- ❑ 標準学習時間又は標準学習期間を確認するための書類 ⇒ 訓練カリキュラム、受講案内など
  - ❑ 定額制サービスでないことを確認するための書類 ⇒ 本系が記載されている受講案内など
  - ❑ LMS等により訓練等の進捗管理を行うための書類 ⇒ 受講案内・パンフレットなど
- ※LMS：学習管理システム 講習履歴や成績管理を行う講師側にて管理・確認する機能

**弊社にてご用意いたします！**

- ※eラーニングを在宅・サテライトオフィス等において実施する場合、在宅又はサテライトオフィス等において就業するテレワーク勤務を制度として導入していることを規定した労働協約（写）、就業規則（写）又は事業主と労働組合等の労働者代表者による申立書を提出する必要があります。
- ※これらの書類のほかに、労働局長が審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- ※ 詳細は「[令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）のご案内](#)」p.30-32 をご参照ください。

# 人材開発支援助成金 事前提出書類の作成/提出②



## 添付書類

- 事業所確認票（※労働者数により中小企業事業主に該当する場合のみ 様式第14-1号）
- 訓練対象者が被保険者であることが確認できる書類（雇用契約書(写)など）
- OFF-JTの実施内容等を確認するための書類  
⇒ 実施主体の概要、訓練目的、訓練日ごとのカリキュラム、実施日時、場所が分かる書類（事前配布した訓練案内、訓練カリキュラムなど）
- 訓練にかかる教育訓練機関との契約書・申込書など
- 受講料を確認できる書類（教育訓練機関が発行するパンフレットなど）

**上記提出書類・添付書類をご用意し、  
訓練開始日の1ヶ月前までに事業所の所在地を管轄する労働局へ提出してください。**

- ※eラーニングによる訓練等を含むスクーリング（通学制）訓練の場合、提出期限はeラーニングによる訓練等を含む訓練開始日から起算します。
- ※これらの書類のほかに、労働局長が審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- ※ 詳細は「令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスキング支援コース）のご案内」p.30-32 をご参照ください。

# 人材開発支援助成金 計画変更届の提出



訓練開始前～訓練実施期間中に、提出した計画や添付書類の記載事項について変更が生じる場合、期限内（事前）に変更届を提出する必要があります。

受講（予定）者数を増やす場合

提出期限：訓練開始日の前日まで  
※減らす場合は、提出不要

病気・けが、天災等のやむを得ない理由により変更が生じる場合

提出期限：変更後の訓練実施日の翌日から7日以内  
※労働者や事業主の責めに帰すものは該当しません。

「事前に届け出が必要な変更事由」に変更が生じる場合

提出期限：当初計画（変更前の計画）していた訓練実施予定日または変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日まで

- ・実訓練時間数
- ・訓練の実施期間
- ・OFF-JTに係る訓練カリキュラム（訓練内容含む）
- ・実施方法（集合研修からオンラインへの変更を含む）
- ・実施日時
- ・実施場所

※上記以外の変更は、支給申請時まで提出が必要となりますが、ご自身で判断せず労働局にご相談ください。

※ 詳細は「令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）のご案内」p.28,29,32 をご参照ください。 38

# 人材開発支援助成金 計画変更届の提出



## 変更届における提出/添付書類

- 人材開発支援助成金 職業訓練実施計画変更届（様式第 3 号）
- 提出済の計画を変更する場合：変更内容がわかる関連書類

OFF-JT に係る実施日時および実施場所については、訓練の性質上、複数回の変更がある場合や事業主または受講者の選択により任意に決定される場合（空き状況を見て予約を取って受講するもの等）には、計画提出時に労働局長にその旨を申し出た上で、支給申請書の提出までに変更届を提出することで、都度変更届の提出を不要とします。詳しくは労働局にご相談ください。

- ※ これらの書類のほかに、労働局長が審査に必要な書類の提出を求める場合があります。
- ※ 詳細は「令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）のご案内」p.28,29,32 をご参照ください。

# 人材開発支援助成金 訓練実施～採択まで



## 訓練後 支給申請時 提出書類

- 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）
- 支払方法・受取人住所届
- 人材開発支援助成金 支給申請書（様式第5号）
- 貸金助成および経費助成の内訳（様式6, 7-1号）
- OFF-JT実施状況報告書（様式第9-1号）
- 支給申請承諾書（訓練実施者）（様式第12号）

※弊社側で一部記入いたします

上記を含む提出書類・添付書類※をご用意し、  
訓練終了翌日から2ヶ月以内に：事業所の所在地を管轄する労働局へ提出してください。  
審査のうえ、採択・不採択が決定いたします。

※他の書類様式、添付書類については、厚生労働省の「令和6年度 人材開発支援助成金（事業展開等リスティング支援コース）のご案内」p.33-36をご覧ください。

※審査には2~4か月ほどお時間を要しますのでご了承ください。

# 申請手続き等に関するQ&A

以下の厚生労働省ホームページに、他のQ&Aもございますのでご覧ください。

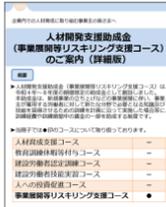
## 厚生労働省ホームページ 「人材開発支援助成金 Q&A掲載ページ」

( [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html) )

### ■事業展開等リスキリング支援コース

新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成

最新版パンフレット 支給要件や提出書類などを説明しています。ご不明な点は、管轄の労働局にお問い合わせください。



[PDF 令和6年度版パンフレット\(事業展開等リスキリング支援コース\)詳細版\(R6.4.1~\)](#) [3.8MB] [PDF ※正誤表](#) [186KB]

過去のパンフレットはこちら

詳細情報 ※クリックで最新版のPDFファイルがダウンロードできます (過去の申請書類等は[こちら](#))

[PDF 支給要領](#) [517KB] (R6.4.1更新)

[【申請書類ダウンロード】](#) ←最新の申請書(紙での申請)は[こちら](#)をクリック(令和6年4月1日以降に計画届を提出された方)

[【電子申請\(雇用関係助成金ポータル\)】](#) ←電子申請は[こちら](#)をクリック

[PDF チェックリスト\(計画届・添付書類関係\)](#) [671KB] [PDF チェックリスト\(支給申請様式・添付書類関係\)](#) [723KB]

[PDF リーフレット](#) [657KB] 「事業展開等リスキリング支援コース」のご案内

[PDF 令和6年度 事業展開等リスキリング支援コース 事業主向けQ&A](#) [629KB] (R6.5.17掲載)

# 申請手続き等に関する問い合わせ先

申請にあたり、  
ご不明な点やご相談は  
管轄の労働局へ  
お問い合わせください。

## □ 都道府県労働局一覧

労働局	担当課	電話番号	労働局	担当課	電話番号
北海道労働局	雇用助成金さっぽろセンター 6階	011(788)9070	滋賀労働局	職業対策課	077(526)8251
青森労働局	職業対策課	017(721)2003	京都労働局	助成金センター	075(241)3269
岩手労働局	職業対策課助成金センター	019(606)3285	大阪労働局	助成金センター	06(7669)8900
宮城労働局	職業対策課助成金センター	022(299)8063	兵庫労働局	職業対策課 (ハローワーク助成金デスク)	078(221)5440
秋田労働局	訓練課	018(883)0006	奈良労働局	助成金センター	0742(35)6336
山形労働局	山形労働局助成金センター	023(666)3614	和歌山労働局	職業対策課	073(488)1161
福島労働局	職業対策課	024(529)5409	鳥取労働局	訓練課	0857(88)2777
茨城労働局	助成金事務センター	029(297)7235	島根労働局	訓練課	0852(20)7028
栃木労働局	助成金事務センター	028(614)2263	岡山労働局	助成金事務室	086(238)5301
群馬労働局	職業対策課	027(210)5008	広島労働局	職業対策課	082(502)7832
埼玉労働局	職業対策課助成金センター	048(600)6217	山口労働局	職業対策課	083(995)0383
千葉労働局	職業対策課分室	043(441)5678	徳島労働局	助成金センター	088(622)8609
東京労働局	ハローワーク助成金事務センター	03(5332)6926	香川労働局	助成金センター	087(823)0505
神奈川労働局	神奈川助成金センター	045(277)8801	愛媛労働局	職業対策課分室 (助成金センター)	089(987)6370
新潟労働局	職業対策課助成金センター	025(278)7181	高知労働局	助成金センター	088(878)5328
富山労働局	助成金センター	076(432)9172	福岡労働局	職業対策課福岡助成金センター	092(411)4701
石川労働局	職業対策課	076(265)4428	佐賀労働局	職業対策課	0952(32)7173
福井労働局	助成金センター	0776(22)2683	長崎労働局	職業対策課	095(801)0042
山梨労働局	訓練課	055(225)2861	熊本労働局	助成金センター	096(312)0086
長野労働局	訓練課	026(226)0862	大分労働局	大分助成金センター	097(535)2100
岐阜労働局	助成金センター	058(263)5650	宮崎労働局	助成金センター (ハローワークプラザ宮崎内)	0985(62)3125
静岡労働局	職業対策課	054(271)9970	鹿児島労働局	職業対策課各種助成金相談・受付コーナー	099(219)5101
愛知労働局	あいち雇用助成室	052(688)5758	沖縄労働局	沖縄助成金センター	098(868)1606
三重労働局	職業対策課	059(226)2111			

※ 対象労働者が所属する雇用保険適用事業所を管轄する労働局にお問い合わせください。

雇用関係給付金 受付窓口一覧  
(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html)





**KDDI  
SmartDrone  
Academy**

叶えるために、飛ぶ。